

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員研修規程

平成16年4月1日

自機規程第 35号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第44条第3項に基づき、就業規則第3条の規定により就業規則が適用される職員（以下「職員」という。）の研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(機構の責務)

第2条 機構は、職員に対する研修の必要性を把握するとともに研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努めなければならない。

2 機構は、研修計画を立て、実施するに当たっては、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

3 機構は、必要と認めるときは、他の機関と共同又は他の機関に委託して研修を行うことができる。

(業務を通じての研修)

第3条 職員の上司は、職員に対し日常の職務を通じて必要な研修を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する業務を通じての研修が適切に行われることを確保するため、職員の監督者に対し、指導その他の措置を講ずるものとする。

(業務を離れての研修)

第4条 職員の業務に必要なときは、日常の業務を離れて専ら研修を受けることを命ずることがある。

(業務を離れての研修を受ける職員の責務)

第5条 前条に規定する業務を離れての研修を受ける職員は、当該研修の実施に当たる機関等が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

(研修効果の把握及び研修の記録)

第6条 機構は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、20時間又は3日を超えて行われた研修について、別に定める事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

2 機構は、前項の研修のほか、その目的、内容等に照らし必要と認める研修についても、

前項の研修に準じて記録を作成し、保管するものとする。

第7条 この規程のほか、研修の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。